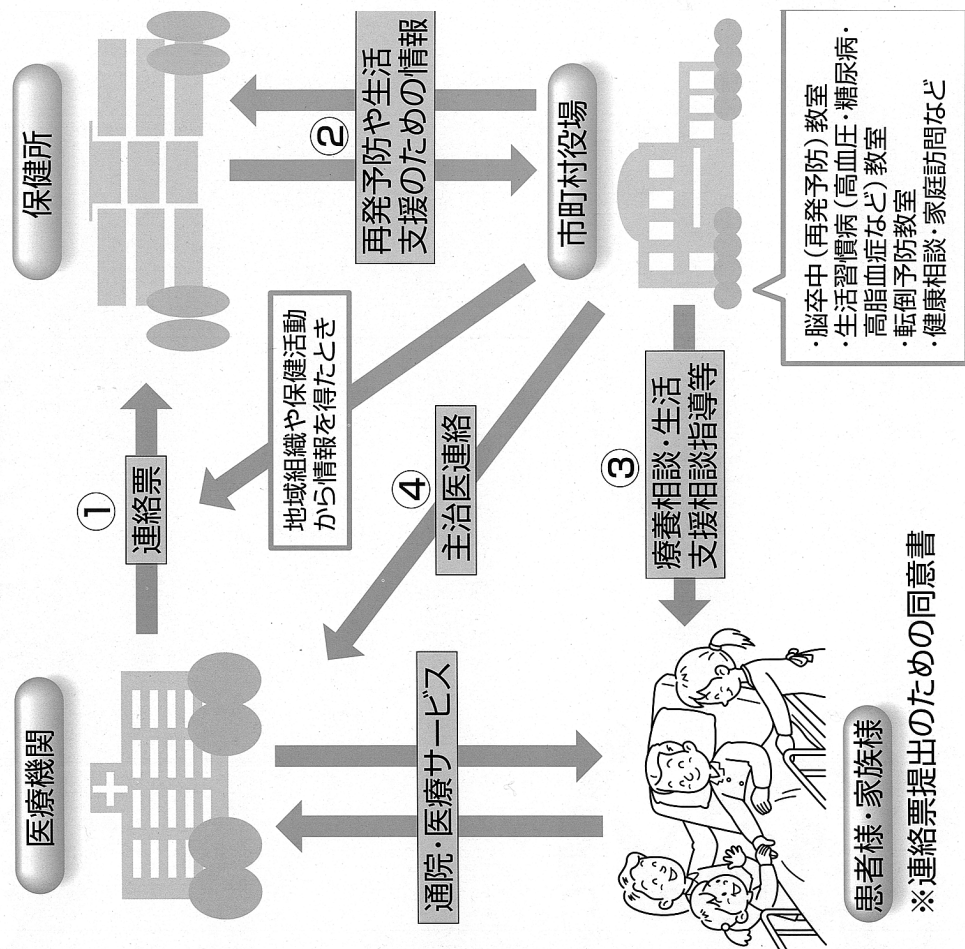


働き盛りの方の脳卒中再発を予防するための“連絡制度”の仕組み

この連絡制度は、若くして脳卒中になられた方と御家族を支援するための制度です。具体的には、行政や医療機関等関係機関が連携して、再発の予防を行うためのものです。

【連絡制度の流れ】



① 脳卒中を起こされた時や病院を退院される時に患者様の同意に基づき医療機関から**保健所**に「連絡票」が送られます。

② 保健所は、お住まいの**市町村役場**に連絡票の情報（再発予防や生活支援のための情報）を連絡します。

③ お住まいの**市町村保健師等**が障害の悪化や再発を予防するために必要な保健福祉サービスや、介護保険サービスの利用について情報提供を行い相談に応じます。また、御本人と御家族の健康管理や生活上の問題などについて相談、指導を行います。

④ 家庭での生活の様子などを主治医に連絡し、治療に活用してもらいます。

問合せ先

●もよりの市町村役場 保健担当課

TEL

●もよりの保健所一覧

松江保健所	(0852) 23-1315
雲南保健所	(0854) 42-9636
出雲保健所	(0853) 21-8785
県央保健所	(0854) 84-9821
浜田保健所	(0855) 29-5552
益田保健所	(0856) 31-9546
隠岐保健所	(08512) 2-9713
黒木保健環境グループ	(08514) 7-8121

